

前橋市個人情報保護条例新旧対照表

改正案	現 行
<p>(自己情報の訂正等の請求に対する決定等)            第21条 省略            2～7 省略            8 情報提供等記録に関する前項の規定の適用については、同項中「当該自己情報の提供先」とあるのは「<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)」とする。</p>	<p>(自己情報の訂正等の請求に対する決定等)            第21条 省略            2～7 省略            8 情報提供等記録に関する前項の規定の適用については、同項中「当該自己情報の提供先」とあるのは「<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者(当該訂正に係る番号法第23条第1項及び第2項(これらの規定を番号法第26条において準用する場合を含む。))に規定する記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。)」とする。</p>